

## 53—02 T

**登録商標の不正使用による取消審判**

## 1. 経緯

旧法（大正10年法）は、商 § 15において商標権者が故意にその登録商標に商品の誤認、又は混同を生ぜしめる虞れのある附記、又は変更をなしてこれを使用した場合、審判によってその商標の登録を取り消すべき旨を規定していた。

現行法（昭和34年法）は、商 § 51～ § 53において商品の品質の誤認または他人の業務に係る商品との混同を生じさせるという商標の濫用行為をなした場合には商標の登録を取り消すこととして公衆の保護並びに商標権者への制裁を課す旨を規定した。その後、平成3年の一部改正（平3法律65）により、役務に係る商標登録についても取消審判の対象となった。

## 2. 現行法と旧法との相違点等

(1) 旧法では、「附記、又は変更」の範囲は、具体的に明らかにされていなかったが、解釈上、「附記」とは、原商標に文字、図形、記号、又は色彩を附加することをいい、「変更」とは、原商標の一部を削除するか、又は一部を削除してこれに他の文字、図形、記号などを補充することをいい、本条の適用を受けるためには、原則として両者が要部において外観上類似していて、単に附随的部分に差異がある場合に限定されるべきものとして、一般に解されてきた（例えば、昭7審117号、昭8.5.31）。

現行法では、これを商標及び商品又は役務に関して類似の範囲に限定するとともに、反面この類似の範囲における商標の濫用行為はすべて取消審判の対象となる旨を明らかにした（商 § 51、 § 53）。

(2) 旧法では、審判請求人の適格について、「利害関係人及び審査官」に限りこれを認めていた（商 § 22②）。現行法では、「何人も」請求できることを規定している（商 § 51①、 § 53①）。

- (3) 旧法では、取消審判の請求当時すでに不正使用の事実がなくなっていた場合にもこれを請求し得るか、また、仮にこれをなし得るとしても、審判請求の期間に制約はないかなどの点に疑問があったが、現行法では、不正使用の事実がなくなっても審判請求を認めるとともに、更に「5年」を経過したときは、これを請求することができない旨を明らかにした（商 § 52）。
- (4) 旧法では、「商品の誤認、又は混同を生ぜしめる虞れある附記、又は変更をなしてこれを使用したるときは」と規定していた（商 § 15①）。現行法では、これを「混同を生ずるものをしたときは」に改めた（商 § 51①、同 § 53①）。
- (5) 現行法では、商 § 51②の規定は旧法の商 § 15②の規定と同趣旨と解されるが、商標登録の取り消しを受けた当該商標権者自身についてはこの制約があるが、他人が登録出願をして登録を受けたのち、同人よりこれを譲り受けることはさしつかえないものと解されるのであって、この点は旧法における場合と差異はない。
- (6) 現行法では、商標権者のみでなく、専用使用权者、又は通常使用权者による行為をも規制することとした（商 § 53）。

現行法では、登録商標に対する使用权の設定（商 § 30、同 § 31）を何らの制約なしに認めることにしたことに対する使用权者の責任を担保するために、この条項が設けられたものである。

なお、この条項の趣旨は、商標権者自身による場合（商 § 51）とおおむね同様であるが、次の諸点において異なる。

ア 本条を適用するには「使用权者の故意」を要件としていない。

イ 「登録商標」を「指定商品」に使用した場合にも誤認混同を生ぜしめたときは、本条の適用がある。

(改訂H27.2)